

00—02 P U D T

電子情報処理組織による審判手続**1. 特許庁長官又は審判長に対する手続**

特許庁長官又は審判長に対する手続であって、経済産業省令で定めるもの（特定手続）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（[特例法 § 3①](#)、[特例法施規 § 10](#)）。

特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなされる（[特例法 § 3③](#)）。

令和 6 年 1 月からは無効審判請求書や異議申立書等の手続も、電子情報処理組織を使用して提出することができる（[特例法施規 § 13②③](#)）。この手続を「電子特殊申請」といい、詳細は、特許庁ウェブサイト掲載の「[申請手続のデジタル化について](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html）及び「[審判手続の電子特殊申請について](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shinpan_digitalize.html）を参照。

2. 特許庁長官、審判長、審判官又は審判書記官が行う処分等

特許庁長官、審判長、審判官又は審判書記官は、法令の規定により文書をもって行うものとされている行為であって、経済産業省令で定めるもの（特定処分等）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（[特例法 § 4①](#)、[特例法施規 § 23](#)）。

特定処分等を行うときは、その記名押印に代えて、交付済みの識別カード又は生体認証、及び、暗証番号の入力により、審判官等を明らかにする（[特例法施規 § 23 の 3](#)）。

特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うものとして規定した法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなされる（[特例法 § 4](#)）。

②)。

特許庁長官又は審判長は、法令の規定による通知又は命令であって、経済産業省令で定めるもの（特定通知等）については、電子情報処理組織を使用することができる（[特例法 § 5①](#)、[特例法施規 § 23 の 4](#)）。

電子特殊申請により提出された無効審判請求書等については、特許庁長官又は審判長は、当該審判請求書等の副本の送達等に代えて、当該送達等を受ける者の承諾を得て、当該審判請求書等の副本に記載すべき事項を電磁的方法（DVD-R）により提供することができる。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該審判請求書等の副本の送達等を行ったものとみなされる（[特例法 § 10②](#)）。

3. 審判種類ごとの運用

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判については、原則として、電子情報処理組織を使用して審判手続が行われる。

上記1のとおり、無効審判請求書、異議申立書等の申請手続は、書面、文書による手続のほか、電子情報処理組織を使用した手続（電子特殊申請）により行うこともできる。なお、本審判便覧の各節において、副本等の提出については書面等によるものを記載しているが、電子情報処理組織を使用した手続（電子特殊申請）においては、相手方及び審理用の副本の提出は不要である（[特例法施規 § 10 の 3](#)）。

（改訂 R5.12）